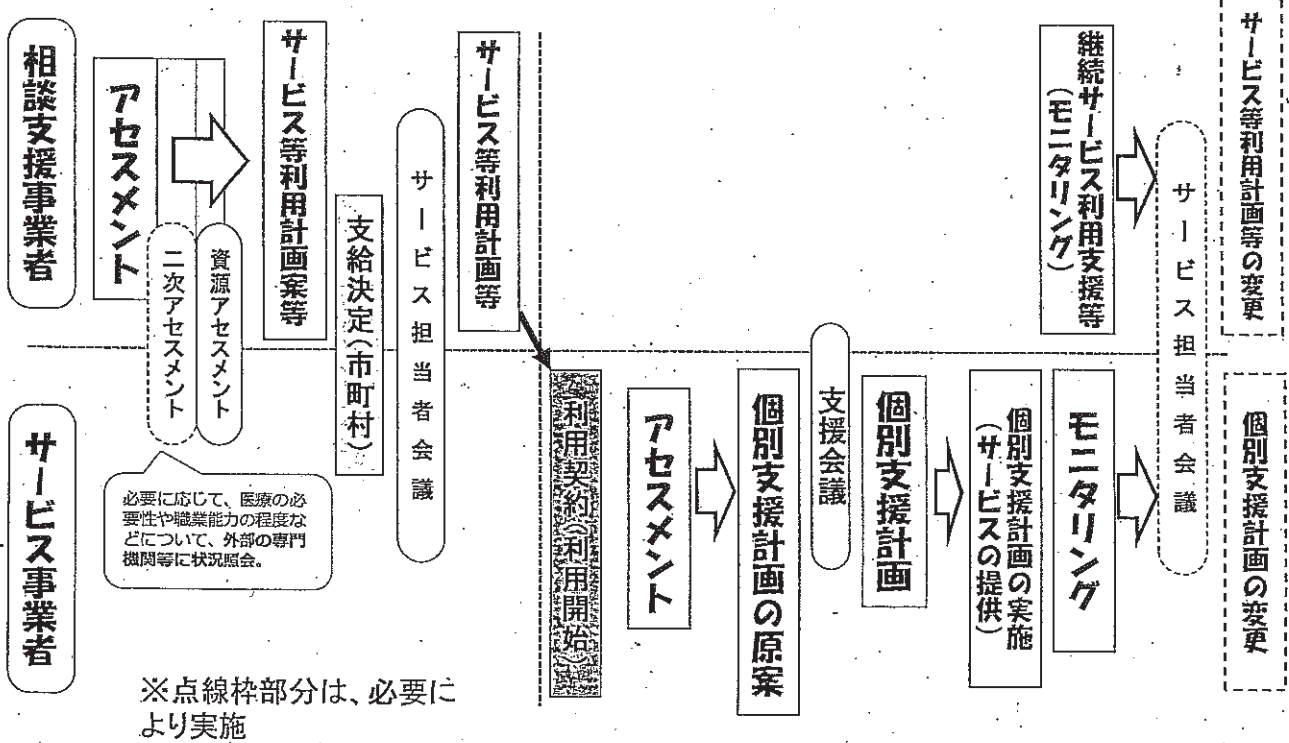


計画相談支援・障害児相談支援の推進に  
ついて



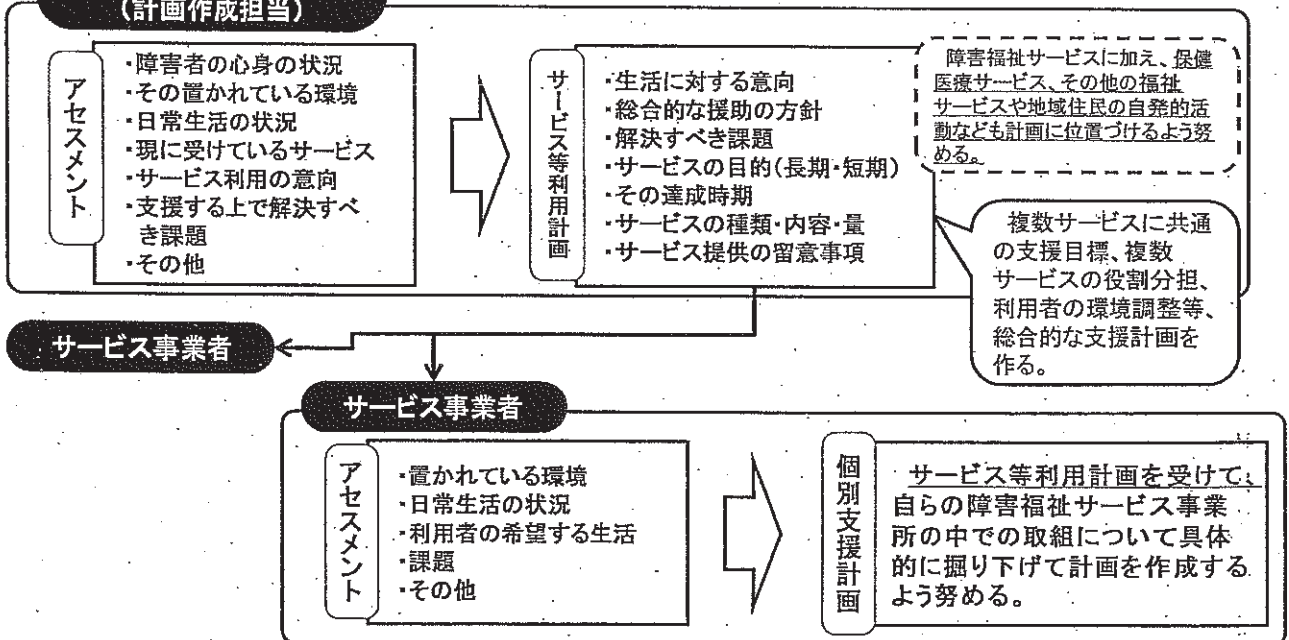
指定特定相談支援事業者(計画作成担当)及び障害児相談支援事業者と  
障害福祉サービス事業者の関係



サービス等利用計画と個別支援計画の関係

- サービス等利用計画については、相談支援専門員が、総合的な援助方針や解決すべき課題を踏まえ、最も適切なサービスの組み合わせ等について検討し、作成。
- 個別支援計画については、サービス管理責任者が、サービス等利用計画における総合的な援助方針等を踏まえ、当該事業所が提供するサービスの適切な支援内容等について検討し、作成。

指定特定相談支援事業者  
(計画作成担当)



(別紙)

## 平成25年12月までの計画相談実績

都道府県名 和歌山県

※1 平成25年12月の障害福祉サービス又は地域相談支援の受給者数（なければ直近の数字）

※2 平成25年12月末時点での「サービス等利用計画案」作成者数（市町村に「サービス等利用計画案」が提出された実績数）

※3 平成25年12月の障害児通所支援の受給者数（なければ直近の数字）

※4 平成25年12月末時点での「障害児支援利用計画案」作成者数（市町村に「障害児支援利用計画案」が提出された実績数）

なお、障害福祉サービスと障害児通所支援の両方を利用している場合は、それぞれに計上すること。

No.	市区町村名	障害者総合支援法分				児童福祉法分			
		障害福祉サービス等受給者数 a (※1)	計画作成済み人数 b (※2)	左のうちセルフプラン等	達成率 b/a (%)	障害児通所支援受給者数 c (※3)	計画作成済み人数 d (※4)	左のうちセルフプラン等	達成率 d/c (%)
	(合計)	8,106	3,311	204	40.8%	1,991	207	31	10.4%
1	和歌山市	2,804	1,403	141	50.0%	749	0	0	0.0%
2	海南市	449	219	0	48.8%	102	30	0	29.4%
3	橋本市	537	232	1	43.2%	131	36	0	27.5%
4	有田市	222	106	0	47.7%	70	30	29	42.9%
5	御坊市	211	128	0	60.7%	30	0	0	0.0%
6	田辺市	776	186	0	24.0%	116	37	0	31.9%
7	新宮市	332	152	61	45.8%	44	4	0	9.1%
8	紀の川市	442	51	0	11.5%	170	0	0	0.0%
9	岩出市	268	42	0	15.7%	164	0	0	0.0%
10	紀美野町	77	36	0	46.8%	16	0	0	0.0%
11	かつらぎ町	132	75	0	56.8%	73	0	0	0.0%
12	九度山町	46	20	0	43.5%	8	0	0	0.0%
13	高野町	16	5	0	31.3%	6	0	0	0.0%
14	湯浅町	140	23	0	16.4%	35	0	0	0.0%
15	広川町	82	26	0	31.7%	14	1	0	7.1%
16	有田川町	187	76	0	40.6%	69	2	0	2.9%
17	美浜町	56	16	0	28.6%	4	0	0	0.0%
18	日高町	51	22	0	43.1%	11	0	0	0.0%
19	由良町	53	20	0	37.7%	8	0	0	0.0%
20	印南町	62	36	0	58.1%	2	0	0	0.0%
21	みなべ町	178	83	0	46.6%	17	15	0	88.2%
22	日高川町	99	47	0	47.5%	8	2	2	25.0%
23	白浜町	256	74	0	28.9%	34	14	0	41.2%
24	上富田町	146	56	0	38.4%	42	25	0	59.5%
25	すさみ町	62	41	1	66.1%	2	1	0	50.0%
26	那智勝浦町	169	50	0	29.6%	32	0	0	0.0%
27	太地町	29	2	0	6.9%	4	0	0	0.0%
28	古座川町	34	15	0	44.1%	5	3	0	60.0%
29	北山村	8	3	0	37.5%	0	0	0	0.0%
30	串本町	182	66	0	36.3%	25	7	0	28.0%

# 平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修 A 実施要綱

## 1 研修の目的

相談支援事業に従事しようとする者が、地域の障害者等の意向に基づく地域生活を実現するために必要な保健、医療、福祉、就労、教育などのサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術を習得することを目的とする。

## 2 研修日程

平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)、6月2日(月)・3日(火)

## 3 受講定員

140名

## 4 研修対象者

- ①別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、行政機関が委託する各相談事業に従事しているもの
- ②別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、行政機関が障害者相談支援事業等を委託する予定の指定相談支援事業所へ確実に相談支援専門員として従事する予定のもの
- ③別紙1に示す業務別の必要経験年数を平成26年6月1日現在で満たす予定の者で、相談支援事業に従事しようとするもの
- ④相談支援事業を担当する行政機関職員

なお、次の要件をいずれも満たすこと。

- ・研修3日目終了後、各受講者(もしくは所属する事業所)が関っている事例について、指定課題を各自が研修4日目受講時までには作成し、演習にて使用することとしているので作成が可能なもの
- ・県内市町村における相談支援の基盤整備を円滑にすすめるため、研修修了者名簿を県内市町村に対し情報提供するので、それに同意できるもの

## 5 開催会場

※日程により会場が異なりますのでご注意ください。

平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)

和歌山県勤労福祉会館プラザホープ 4階ホール

〒640-8317 和歌山市北出島1丁目5番47号 (TEL073-425-3335)

平成26年6月2日(月)・3日(火)

和歌山市北コミュニティセンター 2階多目的ホール

〒640-8481 和歌山市直川326番地の7 (TEL073-464-3031)

## 6 受講申込書等の提出

希望者は、様式1「平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書」を、所属する事業所(団体)を通じて下記により郵送にて申し込むものとする。

なお、「4 研修対象者」の①②③に該当する者は、様式2「実務経験証明書」(社会福祉主事等の資格要件に該当する場合はその証明書の写し等の提出も含む)を添付すること。

例)A施設に3年、B施設に2年の場合はA施設、B施設ともに証明書が必要。ただし、同一法人内で複数の施設等へ従事した場合は、同一での証明で可能。

【申込書送付先】 和歌山県福祉事業団本部 (FAXでの申込みは不可)

〒649-2102 和歌山県西牟婁郡上富田町岩田2456-1

TEL0739-47-6640

【申込受付期間】 平成26年4月1日(火)～4月18日(金)(消印有効)

注) 申込受付期間を厳守してください。

提出書類不備の場合は受け付けません。不備のないよう十分確認のうえ提出してください。

## 7 受講者の決定及び通知

受講の可否については、申込者全員に通知する。

なお、申込者多数の場合は、相談支援専門員としての活動予定、受講希望理由、地域のバランス、障害の専門性等を加味した上で、調整を行い決定するものとする。

## 8 修了証書

全日程を修了したものに對し修了証書を授与する。

## 9 経費等

研修会参加費は5,000円とする。

なお、研修参加に伴う旅費および宿泊費等については、受講者(所属する法人等を含む)が負担する。

## 10 その他

過去5年以内に相談支援従事者研修B(2日間)を受講済の者は、5月11日(日)・12日(月)の講義の免除が可能。希望する場合は、別紙様式1「平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書」の該当する研修区分を選択の上(一部免除コース)、相談支援従事者研修Bの研修修了証を添付すること。

※平成24年度法改正に伴いカリキュラムが一部改正になっているので、できる限り全日程を受講されるのが望ましい。

※本研修は、開催日程上、社会福祉法人和歌山県福祉事業団への委託を前提に進めておりますが、平成26年度当初予算案の議決状況により、日程の延期、内容の変更等が生じる場合がございますので、あらかじめ御了承ください。なお、その場合は速やかに御連絡申し上げます。

### 【問い合わせ先】

和歌山県福祉保健部福祉保健政策局  
障害福祉課在宅福祉班  
電話 073-441-2533

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修 A日程

日 程	会 場
平成26年5月11日(日)・12日(月)・13日(火)	和歌山県勤労福祉会館プラザホープ
平成26年6月2日(月)・6月3日(火)	和歌山市北コミュニティセンター

講師：和歌山県人材育成部会

場所	日 時	研 修 科 目
和歌山県勤労福祉会館プラザホープ	5/11 (日)	9:00～9:30 受付
		9:30～9:40 開講
		9:40～12:40 障害者総合支援法等の概要
		13:40～15:40 ケアマネジメント(概論)
		15:55～17:25 相談支援の基本姿勢
	5/12 (月)	9:30～11:00 障害児者の地域生活支援
		11:15～12:45 相談支援における権利侵害と虐待防止
		13:45～16:45 障害者総合支援法等における計画作成とサービス提供のプロセス
	5/13 (火)	9:30～12:30 ケアマネジメントの実践①
		13:30～16:30 ケアマネジメントの実践②
		16:45～17:45 実習ガイダンス
	和歌山市北コミュニティセンター	6/2 (月)
10:00～13:00 協議会の役割と活用		
14:00～17:00 演習①		
6/3 (火)		9:30～12:30 演習②
		13:30～14:30 演習③
		14:30～17:30 演習のまとめ
		17:30～ 閉講

(注)「障害者総合支援法」とは、「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律」のことです。



(別紙1) 実務経験となる業務等別の必要実務経験年数

区分	実務経験となる業務等	必要実務経験年数
第1	平成18年10月1日において、イ又はロに掲げる者であったものが、平成18年9月30日までの間にイ又はロに掲げる者として、相談支援の業務(身体上若しくは精神上の障害があること又は環境上の理由により日常生活を営むのに支障がある者の日常生活の自立に関する相談に応じ、助言、指導その他の支援を行う業務)その他これに準ずる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業の従事者 ロ 精神障害者地域生活支援センターの従業者	通算して3年以上
第2	イからロに掲げる者が、相談支援の業務(主たる業務として)その他これに準ずる業務に従事した期間 イ 障害児相談支援事業、身体障害者相談支援事業、知的障害者相談支援事業その他これらに準ずる事業の従事者 ロ 児童相談所、身体障害者更生相談所、精神障害者地域生活支援センター、知的障害者更生相談所、福祉事務所その他これらに準ずる施設の従業者 ハ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、精神保健福祉センター、救護施設及び更生施設、介護老人保健施設その他これらに準ずる施設の従業者 ニ 病院若しくは診療所の従業者(社会福祉士主任任用資格者又はホームヘルパー養成研修2級課程相当の研修の修了者、第7に掲げる資格を有する者並びに第2のイからハに掲げる従事者及び従業者の期間が1年以上の者に限る。)	通算して5年以上 (第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)
第3	イからハに掲げる者であって、社会福祉士主任任用資格者等(※1)が、介護等の業務(身体上又は精神上の障害があることにより日常生活を営むのに支障がある者につき、入浴、排せつ、食事その他の介護を行い、並びにその者及びその介護者に対して介護に関する指導を行う業務)に従事した期間 イ 障害者支援施設、障害児入所施設、老人福祉施設、介護老人保健施設、療養病床その他これらに準ずる施設の従業者 ロ 障害福祉サービス事業、障害児通所支援事業、老人居宅介護等事業その他これらに準ずる事業の従事者 ハ 病院若しくは診療所又は薬局、訪問看護事業所その他これらに準ずる施設の従業者	通算して5年以上 (第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)
第4	第3のイからハに掲げる者であって、社会福祉士主任任用資格者でない者が、介護等の業務に従事した期間	通算して10年以上
第5	障害者職業センター又は障害者就業・生活支援センターにおいて相談支援の業務その他これに準ずる業務に従事した期間	通算して5年以上 (第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)
第6	特別支援学校その他これらに準ずる機関において、障害のある児童及び生徒の就学相談、教育相談及び進路相談の業務に従事した期間	通算して5年以上 (第2、第3、第5及び第6の期間を通算可)
第7	医師、歯科医師、薬剤師、保健師、助産師、看護師、准看護師、理学療法士、作業療法士、社会福祉士、介護福祉士、介護福祉士、視能訓練士、義肢装具士、歯科衛生士、言語聴覚士、あん摩マッサージ指圧師、はり師、きゆう師、柔道整復師、管理栄養士、栄養士又は精神保健福祉士が、その資格に基づき当該資格に係る業務に従事した期間	通算して5年以上かつ第2から第6までの期間が通算して3年以上

※1「社会福祉士主任任用資格者等」…社会福祉士主任任用資格を有する者、訪問介護員2級以上に相当する研修を修了した者、保育士、児童指導員任用資格者、精神障害者社会復帰指導員任用資格者  
※「3年以上の実務経験」とは、業務に従事した期間が3年以上かつ当該業務に従事した日数が540日以上をいう。「5年以上」→「10年以上」→「15年以上」→「1800日以上」。

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修受講申込書

平成26年 月 日

平成26年度和歌山県相談支援従事者初任者研修の受講者として次の者を受講させたいので推薦します。  
なお、申し込み多数により受講できない場合があることを了承します。

(申込者)

事業所名:				
サービス種別:				
対象としている主な障害者種別:	身体	知的	精神	児童
事業所管理者職氏名:				印
事業所住所:	〒			
事業所電話番号:			事業所FAX番号:	

①研修区分 (いずれかに○)	1) 初任者研修A(全日程)		2) 初任者研修A(一部免除)※1		3) 初任者研修B	
②受講者氏名 ふりがな			③生年月日	年	月	日生
	(男・女)					④職種 (業種)
⑤優先順位	同一事業所より受講推薦者が複数の場合		優先順位	番目 /	人中	
⑥受講者住所	〒			⑦受講者 電話番号		
⑧別紙1に基づく 実務経験年数 ※2	第 1	年	月	第 5	年	月
	第 2	年	月	第 6	年	月
	第 3	年	月	第 7	年	月
	第 4	年	月	合 計	年	月
⑨相談支援専門員 としての活動予定時期	・平成 年 月予定 (事業所名: ) ・未定					
⑩受講希望理由 (いずれかに○)	1 指定(特定、障害児、一般)相談支援事業所において、相談支援専門員として従事する予定					
	2 指定(特定、障害児、一般)相談支援事業所を開設するか検討中であるが、開設に当たり相談支援専門員を確保するため					
	3 法人内に相談支援事業所を有しており、現に相談支援業務に従事はしていないが、今後の人事異動等を見据えたもの					
	4 市町村からの委託相談支援事業所において、相談支援業務に従事する予定					
	5 サービス管理責任者(児童発達支援管理責任者)として従事するため					
	6 障害者ケアマネジメントの資質向上のため					
	7 その他(具体的に )					
⑪市町村への名簿 提供への同意 (いずれかに○) ※3	県内市町村における相談支援の基盤整備を円滑にすすめるため、研修修了後、研修修了者として県内市町村に対し名簿を情報提供されることについて			・同意します	・同意しません	
⑫備 考 ※4						

※1 研修A一部免除コース受講の場合は、研修Bの修了証の写しを添付してください。

※2 実務経験年数にて資格要件を伴う場合は、証明書等の写しを添付してください。

※3 研修A(全日程または一部免除)を受講される場合のみ○をつけてください。

※4 備考欄へは手話通訳や車椅子等の配慮を希望する事項を記入してください。

# 実務経験証明書

(現在の所属法人名及び事業所名)

(受講者氏名)

1	事業所名			
	事業所の種別			
	職 種			
	就業期間 合計 年 月 日 ( 日)	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
	実際に業務に従事した日数	( 日)	( 日)	( 日)
上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印				

2	事業所名			
	事業所の種別			
	職 種			
	就業期間 合計 年 月 日 ( 日)	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
	実際に業務に従事した日数	( 日)	( 日)	( 日)
上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印				

3	事業所名			
	事業所の種別			
	職 種			
	就業期間 合計 年 月 日 ( 日)	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日	平成 年 月 日 ~平成 年 月 日
	実際に業務に従事した日数	( 日)	( 日)	( 日)
上記の実務経験について証明する。 平成 年 月 日 法人名 代表者名 印				

※ 上記証明に資格が伴う場合は、その資格を証明できる書類の写しを添付してください。

※ 同一法人内で複数の事業所へ従事した場合は、同一欄での証明が可能です。

※ 記入欄が足りない場合は、この様式をコピーして使用してください。

## 計画相談支援・障害児相談支援の推進について

### (1) 計画相談支援・障害児相談支援の推進について

利用者への計画相談支援・障害児相談支援の提供に当たっては、平成24年4月に施行された障害者自立支援法（現：障害者総合支援法）等関係法令の改正により、平成27年度からは、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者に対する支援の一環として、支給決定を行う市区町村は、それらに係る申請があった全ての事例において申請者に対してサービス等利用計画案・障害児支援利用計画案（以下「サービス等利用計画案等」という。）の提出を求めるものとされた。これを踏まえ、平成24年度から平成26年度までの3年間でそのための体制整備を進める必要があるが、法令改正の施行から2年を経とうとしている現時点での進捗をみると、都道府県・市区町村によっては順調に体制整備が進んでいるところもある一方、全体としては障害福祉計画における見込み等と比べて非常に低い水準にとどまっている状況である。

そのため、当初の予定どおり体制整備が進んでいない都道府県及び管内市区町村におかれては、準備期間の最終年度である平成26年度においては、障害福祉サービス、地域相談支援や障害児通所支援の利用者等の期待に応えるためにも、体制整備に係る取組のより一層の推進を図っていただくようお願いする。

既に、「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）を発出しているところであるが、改めて以下のとおり周知する。（関連資料①（194頁））

特に、「計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法」については、管内市区町村を通じて、特定相談支援事業所・障害児相談支援事業所を招集の上、必ず周知するとともに、そのような機会をきっかけとして、定期的に進捗状況、管内の課題を共有するような仕組みを構築されたい。また、別添資料として、宮崎県が行っている取組を掲載しているので、各都道府県の取組の参考とされたい。（関連資料②（198頁））

#### ○ 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たっての基本的考え方等について」（平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡）（抄）

##### 1. 全ての利用者について計画相談支援等が行われることを原則とした趣旨

地域において計画相談支援を進めるに当たっては、都道府県、市区町村及び事業者が計画相談支援の必要性について認識を共有し、利用者に対しても分かりやすく説明することが重要である。参考までに、社会保障審議会障害者部会

報告書（平成 20 年 12 月 26 日）における記載事項を整理すると、次のとおりである。

- (1) 障害児者の自立した生活を支えるためには、その抱える課題の解決や適切なサービス利用に向けたきめ細かく継続的な支援が必要であり、そのためには定期的なケアマネジメントを行う体制が求められること
- (2) 障害児者にとって、専門的な知見を持った担当者からのアドバイスを活用してサービスを幅広く組み合わせて利用することが、選択肢の拡大につながること
- (3) 可能な限り中立的な者が、専門的な観点から一貫してケアマネジメントを行うことにより、市区町村の支給決定の裏付け又は個別のサービス・支援の内容の評価を第三者的な観点から行うことが可能となること

## 2. 計画相談支援等の進捗状況

第 3 期障害福祉計画（平成 24 年度～平成 26 年度）において各都道府県・市区町村が立てた見込値に基づくと、平成 27 年度から支給決定する全ての利用者に対応するためには、平成 26 年度には支給決定の更新及びモニタリングを合わせて毎月平均で 18.9 万件に対応できるような体制になっていなければならないが、平成 25 年 10 月分の国民健康保険団体連合会（以下「国保連」という。）データでは、計画相談支援の提供件数は 4.3 万件となっている。また、障害児相談支援の提供件数は 0.8 万件となっており、障害福祉計画上、位置づけられていないため見込値との比較はできないが、障害福祉サービス・地域相談支援と障害児通所支援の利用者数の比率から見れば、同様に進捗が遅れている状況であることが分かる。

一方、都道府県ごとの進捗状況を確認すると、非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既にサービス利用者一人あたり 1,500 件に近い支給実績があるが、最も進んでいないところではその約 5.9 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 10 月国保連データ）。

また、全市区町村に対し、サービス等利用計画等の作成済み者数の実態把握を各都道府県経由で調査したところ、全国ベースでは、サービス等利用計画については全利用者の 23.9%、障害児支援利用計画については 25.2% が作成済みという状況であった。さらに、これについても都道府県ごと・市区町村ごとに非常に大きな乖離があり、最も進んでいるところでは既に全利用者の半分以上で計画が作成済みとなっているが、最も進んでいないところではその約 6.2 分の 1 にとどまっている状況である（平成 25 年 12 月厚生労働省調べ）。

このような状況の中、取組が進んでいないところの底上げを行うことが今後の重要な課題であり、そのためには、特に都道府県・市区町村が一体となって体制整備に取り組むことが極めて重要である。

## 3. 計画相談支援等の体制整備を進めるために

## (1) 基本的考え方

計画相談支援等の体制整備を進めるためには、既に障害保健福祉関係主管課長会議等の場で繰り返し説明してきているように、次の3段階が必要である。

- ・ まず、支給決定を行う各市区町村が管内の利用者等の状況を把握して体制整備の見通しを立てること
- ・ その上で、各都道府県が、管内市区町村の状況を集約した上で、相談支援専門員の必要数の見込みを立て、養成研修を進めること
- ・ さらに、都道府県・市区町村において、特定相談支援事業所等の設置に向けた関係者への働きかけや、各事業所が必要な相談支援専門員の確保を行うための支援を行うこと

## (2) 市区町村の役割

市区町村は、支給決定を行う立場であり、計画相談支援等の体制整備に関して一義的な責任を果たすことが求められる。障害福祉計画の策定に当たってサービス利用者数等について見込みを立てるのは以前から行われてきた業務であるが、その見込みに応じてサービス等利用計画の作成やモニタリング等の件数を適切に見込むことが求められる。また、それに当たっては、障害児通所支援の利用者数についても併せて考慮することが必要である。

その上で、管内又は近隣のサービス事業所に対して、特定相談支援事業所等の開設の働きかけを行うことが必要である。その際には、例えば半年後・1年後にどの程度の件数が見込まれるのか等の情報を適切に事業所側に提供し、事業所側として将来的な業務計画等を立てることができる環境づくりを行うことが極めて重要である。

さらに、適切な計画相談支援等が実施されるように特定相談支援事業所等のバックアップの体制づくりを行うことも重要である。そのため、基幹相談支援センターの設置等を通じて、研修の実施による人材育成や特定相談支援事業所等からの困難事例等に関する相談、当該事例等について地域の関係機関へのフィードバック等の体制を作ることが望まれる。

また、協議会を活用し、障害福祉サービス事業者等とのサービス等利用計画等の作成の必要性の共有、計画的なサービス等利用計画等の対象者の選定等の取組を進めていただきたい。

## (3) 都道府県の役割

都道府県の役割は、管内市区町村の支援である。特に、相談支援専門員

の養成確保により、各特定相談支援事業所等が十分に業務を行うことができる体制を作ることが求められる。

また、そのためには、管内市区町村における計画相談支援等の進捗の見込みを集約して、当該都道府県内における相談支援専門員の必要数を見極めた上で、その確保のために十分な規模の養成研修を行うことが求められる。特に、体制整備がまだ十分に進んでいない現時点においては、養成研修の実施の体制が整った管内市区町村や法人等にその実施を委託・指定するなどして、相談支援専門員として業務を行うことが確実な研修受講希望者が研修を受けられないような事態にならないように対応する必要がある。

さらに、計画相談支援等の進捗率を定期的に把握して市区町村に還元するとともに、進捗率の低い市区町村の課題の把握や適切な支援を行うことも都道府県の重要な役割の一つである。都道府県が計画相談支援等の体制整備に主体的・積極的に取り組んでいるかどうかという点が、当該都道府県における体制整備の進捗状況を決める大きな要素の一つになっている。

#### (4) 国の支援策等

厚生労働省としては、上記のような市区町村・都道府県の取組を支援するために、次のような支援を実施又は検討しているところである。各市区町村・都道府県においては、下記についても活用を積極的に検討の上で、計画相談支援等の体制整備を進めていただきたい。

##### ① 雇用創出基金事業「地域人づくり事業」(平成 25 年度補正予算)

- ・ 特定相談支援事業所等が、都道府県又は市区町村からの委託を受け、地域の無業者(新卒者等を含む。)を、特定相談支援事業所等で雇用し、サービス等利用計画等の作成補助、地域の障害福祉サービス事業所や学校等の関係機関との意見交換等のサポート業務等を行わせる場合、その費用について都道府県の基金から補助することが可能となる。各都道府県担当部局におかれては、基金の実施担当部局とも連携の上、本事業を有効に活用願いたい。

##### ② 基幹相談支援センター等機能強化事業(平成 26 年度予算案)

- ・ 基幹相談支援センター(委託相談支援事業所)が、障害児者の卒業を控えた時期等に、学校等の現場に赴き、各種情報の収集・提供や事前相談・助言を行う等、現行の事業を柔軟に運用し、利用者のライフステージの移行に合わせた総合的なサービス提供を円滑にするための人員を配置する場合に、その費用について地域生活支援事業において国からも財政支援を行う予定であり、その活用を検討願いたい。

##### ③ 個々の利用者の給付実績データの集計・分析機能(平成 25 年度補正予

算)

- ・ 国保連から市区町村に提供される給付実績データについては、通常は事業所単位での利用実績のみしか把握できないが、利用者単位での集計・分析を行う機能を付加することによって、例えば障害福祉サービスの利用に係る利用者単位の情報を指定特定相談支援事業所に提供する等、サービス等利用計画の内容の向上等に寄与することが可能となる。

平成 25 年度補正予算に計上された「障害者自立支援給付支払等システム事業」において、集計・分析機能を付加するためのシステム改修等を行う市区町村においては、これを有効に活用して計画相談支援等の推進に努められたい。

#### ④ 計画相談支援等に関する調査研究事業による各種テキストの活用

- ・ 標記については、障害者総合福祉推進事業（厚生労働省助成事業）において、これまで以下のとおりとりまとめられているところである。当省や研究実施団体のホームページに掲載されているので、特に新規に相談支援事業所を立ち上げる場合の体制整備に関連して活用を検討されたい。

##### 【特定非営利活動法人日本相談支援専門員協会】

###### ●平成 24 年度

「サービス等利用計画の評価指標に関する調査について」

- ・ サービス等利用計画評価サポートブック <http://nsk09.org/pg57.html>

###### ●平成 23 年度

「サービス利用計画の実態と今後のあり方に関する研究」

- ・ サービス等利用計画作成サポートブック 修正版 6 月 Ver  
[http://nsk09.org/\\_src/sc476/keikaku\\_130617.pdf](http://nsk09.org/_src/sc476/keikaku_130617.pdf)

※ 上記サポートブックでは、モニタリング時の様式は全て市区町村に提出する前提となっているが、『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準」（以下「基準省令」という。）』ではそこまでは義務づけておらず、以前発出した相談支援関係 Q & A でも義務づけられていない旨は明示している。本事務連絡においても引き続き同様の方針であるので、ご了解願いたい。

##### 【特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会】

###### ●平成 23 年度

「相談支援事業の業務評価指標策定とソフトウェア開発事業」

[http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi\\_kaigo/shougaishahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h23\\_seikabutsu-08.pdf](http://www.mhlw.go.jp/seisakunitsuite/bunya/hukushi_kaigo/shougaishahukushi/cyousajigyousougoufukushi/dl/h23_seikabutsu-08.pdf)



●平成 22 年度

特定非営利活動法人埼玉県障害者相談支援専門員協会

「障害者相談支援ガイドライン作成とその効果的な普及・活用方策のあり方検討事業」

<http://www.mhlw.go.jp/bunya/shougaihoken/cyousajigyoyou/dl/seikabutsu7-1.pdf>

**別添 1**

**計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策として考えられる手法**

**(1) 基本的考え方**

計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化を図るため、より効率的な手続ができるような環境整備、相談支援専門員の省力化が図られるような計画相談支援等の実施プロセスの再精査が求められているところである。

そのような中、可能な限り現場の相談支援専門員の視点を踏まえた上で、計画相談支援等のプロセスの中で、

- ・ 一般的に行われている手続よりも柔軟な対応が可能と考えられるポイントと工夫の例
- ・ 体制整備の加速化を図るために市区町村として積極的に検討していただきたいポイント

を次のとおりまとめたので、今後、市区町村におかれては、各特定相談支援事業所等の意見も十分に聴取した上で、当該市区町村における計画相談支援等のプロセス全体の見直しを行っていただくようお願いしたい。特に、基準省令や『「障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」及び「児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準について」（以下「解釈通知」という。）』の範囲内で、各事業所等が効率的に業務を行うためにどうすればよいかという視点に立って柔軟にプロセスを見直すことが重要であり、各地域における計画相談支援プロセスの中で効率的な業務の実施を妨げているのは何かという点を見極めた上でそれらの改善を進めていただきたい。

**(2) 計画相談支援等プロセスの効率化・省力化を進めるための留意事項**

**① 市区町村に求められる配慮の例**

- (a) 特定の特定相談支援事業所等に業務が集中しないように配慮することが必要である。そのためには、市区町村や基幹相談支援センター、委託相談支援事業所が、各特定相談支援事業所等の業務の繁忙状況を確認

の上で、対応が可能な事業所へ紹介すること等の配慮が必要である。

(b) 支給決定・受給者証発行に当たって、次のような配慮を検討することが必要である。

- ・受給者証の発行や支給決定の変更通知について、利用者等の同意の上、直接市区町村から特定相談支援事業所等にも写しを送付するよう配慮すること。
- ・4月から新たに児童発達支援を利用する障害児等、支給決定や支給決定の更新が予め把握できる利用者については、支給決定月よりも早期に特定相談支援事業所等に情報を提供し、十分な時間的余裕を持って業務を進める状態とすること。
- ・計画相談支援等の業務量を分散させるため、例えば支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生日等までとすることも考えられる。

(c) 計画相談支援等において、必ず相談支援専門員が自ら行わなければならない業務は、

- ・居宅等への訪問による利用者等に対するアセスメントの実施
- ・利用者等へのサービス等利用計画案等やサービス等利用計画等の説明
- ・サービス担当者会議におけるサービス担当者への説明・意見の聴取であるが、その他の補助業務（例：面談のためのスケジュール調整、記録のワープロ打ち、書類整理等）については、各業務に対する習熟度等も勘案した上で、管理者の判断に基づき各事業所において補助職員に行わせることも可能である。市区町村においては、必要に応じて平成25年度補正予算による国の財政支援も活用しつつ、補助職員の確保について積極的に検討することが必要である。なお、モニタリングについても同様である。

## ② 柔軟な対応の工夫の例

### (a) 初回面談

アセスメントについて、基準省令では、相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

### (b) サービス等利用計画案等の作成

基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画案等に対する同意を得

るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、サービス等利用計画案等の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

#### (c) サービス事業所の調整・サービス担当者会議

基準省令では、サービス等利用計画等に位置づけた障害福祉サービス等の担当者を「招集」することとなっており、原則としては関係者全員の参加を得た上で開催することとなるが、サービス担当者に参加を求めても業務の都合等で欠席となる場合には、会議を開き直す必要はなく、出席できなかった担当者からは別途、意見を求め、それらを必要に応じてサービス等利用計画等に反映させる形で差し支えない。

なお、上記の方法で意見を求める場合は、意見交換を行った記録を文書で残すこと。

#### (d) サービス等利用計画等の作成・提出

上記(b)と同様に、基準省令や解釈通知では、サービス等利用計画等に対する同意を得るに当たって「居宅等への訪問」を要件としていない。利用者等の意向が正確に確認できることを前提として、郵送によるやりとりや補助職員の代行等により同意を得る方法でも差し支えない。なお、郵送等による同意の場合においても、利用計画の内容を利用者等に対して説明し、理解していただく必要があるので、状況に応じて相談支援専門員が電話や電子メール等で利用者等とやりとりを行うこと。

#### (e) モニタリング

モニタリングの一環として行うアセスメントについて上記(a)と同様に、基準省令では相談支援専門員が利用者等の居宅等に訪問して行うことを必須としているが、相談支援専門員の訪問の結果、再度利用者等へ確認する事項が生じた場合等には、内容が軽微であれば訪問せず、電話や郵送、電子メール等による確認でも差し支えない。

また、モニタリングの結果として、サービス等利用計画等に変更がある場合は、再度居宅等への「訪問」は必須ではなく、電話や郵送等による確認でも差し支えない。

なお、サービス提供日時の変更等軽微な変更又は変更がない場合は、利用者等への同意及びサービス担当者会議の開催は不要である。

### ③ その他

障害者総合福祉推進事業において、計画相談支援等の業務を行うに当たって、様式の記入、情報の管理を容易にするためのソフトウェアを開発している。本ソフトウェアは、以下の URL において無料配布している。

<http://www.muse.dti.ne.jp/ssa/temp.html>

## 別添 2

### いわゆる「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

#### (1) 基本的考え方

障害者総合支援法第 22 条第 5 項や児童福祉法第 21 条の 5 の 7 第 5 項では、市区町村からサービス等利用計画案等の提出を求められた障害者又は障害児の保護者は、相談支援事業所以外において作成されるサービス等利用計画案等（セルフプラン）を提出することができるものとされている。

この「セルフプラン」自体は、障害者本人（又は保護者）のエンパワメントの観点からは望ましいものである。一方、一部の市区町村では、計画相談支援等の体制整備に十分に力を入れないうまま安易に「セルフプラン」を提出させるよう誘導しているとの指摘もなされているものと承知している。

については、各市区町村が「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項を下記に示すので、ご参照いただき、専門的な知見のもとで適切なサービス等利用計画・障害児支援利用計画が作成される体制を進めていただきたい。

#### (2) 「セルフプラン」を受け付けるに当たっての留意事項

① 「セルフプラン」は、障害者総合支援法施行規則第 12 条の 4 及び児童福祉法施行規則第 18 条の 14 において「身近な地域に指定特定相談支援事業者・指定障害児相談支援事業者（以下「指定特定相談支援事業者等」という。）がない場合又は申請者が希望する場合」に申請者が市区町村に提出できることとされているが、このうち「申請者が希望する場合」については申請者の自由な意思決定が担保されていることが前提であること。また、「身近な地域に指定特定相談支援事業者等がない場合」については市区町村（都道府県）が必要な数・規模の事業所の誘致に向けた努力を行ってもなお体制が確保されない場合が前提であること。

② 各市区町村は、平成 27 年度に向けた体制整備を各市区町村・都道府県が進めている中で、体制整備に向けた努力をしないまま安易に申請者を「セルフプラン」に誘導するようなことは厳に慎むべきであること。

- ③ 指定特定相談支援事業者等がないことによる「セルフプラン」については、申請者が可能な限り速やかに適切な支援を受けられるように、日頃から指定特定相談支援事業者等の充足に向けた支援を図るべきであること。また、当該市区町村として管内の障害福祉サービス事業所等の状況に関する情報提供や記載方法に関する説明や相談等十分な支援を行うとともに、モニタリングに代わるものとして、市区町村が本人の状況を定期的に把握すべきであること。さらに、必ずしも利用者等が希望して作成したものではないことを踏まえ、支給決定の更新時には、指定特定相談支援事業者等においてサービス等利用計画等を作成すべきであること。

## (2) 平成 26 年度における国研修の開催予定について

平成 26 年度における相談支援専門員及びサービス管理責任者に係る国研修については、受講者要件を平成 25 年度から変更することなく、以下の日程で実施する予定であるので、都道府県におかれては、適任者を推薦していただく等、ご協力をお願いする。

### 相談支援従事者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 26 年 5 月 21 日（水）～23 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

### サービス管理責任者指導者養成研修会（国研修）

- 日時：平成 26 年 10 月 1 日（水）～3 日（金）
- 場所：国立障害者リハビリテーションセンター学院  
（埼玉県所沢市並木 4 丁目 1 番地）

# 計画相談支援等の完全実施に向けた体制整備の加速化策(ポイント)

\* 「計画相談支援・障害児相談支援の体制整備を進めるに当たったの基本的考え方等について」(平成26年2月27日付地域生活支援推進室事務連絡)より抜粋

## (市区町村に求められる配慮の例)

- 基幹相談支援センターや委託相談支援事業所と連携し、各相談支援事業所の繁忙状況を確認の上、特定の相談支援事業所に業務が集中しないよう配慮
- 支給決定・受給者証発行に当たって、
  - ・利用者の同意の上、受給者証や支給決定の変更通知の写しを、直接市町村から相談支援事業所等に送付
  - ・支給決定の予定月よりも早期に相談支援事業所に情報提供し、十分な時間的余裕を確保
  - ・支給決定に当たって、期限を利用者の次の誕生月等までとして計画相談支援の業務量を分散

## ○特定相談支援事業所等における柔軟な対応の工夫例

